

高度外国人材の就業促進について

我が国の雇用対策における位置付け

- 高度の専門的な知識・技術を有する外国人の我が国における就業促進を国が講ずべき雇用対策として法律に明記（H19年改正法施行）
- **異なる教育、文化等を背景とした発想力は、企業の活性化・国際化を図る上で効果的（外国人指針）**

高度外国人材の就業を巡る現状

- 我が国企業で活躍する外国人の数は着実に増加。（10年間で約2倍）

(参考1)	専門的・技術的分野 （「興行」を除く）の労働者数	H9 約8.5万人	→	H14 約12.1万人	→	H19 約17.8万人	
	(内訳) 「技術」	約1.3万人	→	約1.9万人	→	約4.5万人	
	「人文知識・国際業務」	約3.0万人	→	約4.1万人	→	約6.2万人	(資料出所：法務省入国管理局)

- その就業状況を見ると、半数の者が比較的小規模の事業所で非正規雇用の形態。

(参考2) ・事業所規模：300人未満の規模の事業所に勤務するものが6割強
 ・売上高：1,000億円超の大手企業に勤務する者は約6%
 ・月額報酬：20万円台が約62% (資料出所：法務省入国管理局)

- 我が国を代表する企業においても、本来の高度外国人材としての活用は進んでいない。

(参考3) 一部上場企業本社における外国人社員の活用状況

- ・外国人社員を活用している企業は約半数（1社平均で見ると、外国人社員は全社員の0.26%）
- ・そのうち正社員としての活用は約4割
- ・正社員の職種は「営業・販売」、「研究開発」、「システム開発・設計」が多くを占める一方、「金融関係」は0.5%、「法律・会計業務」は2.2%、「経営企画」は2.9%となっている
- ・正社員の年収は400万円台が最も多い
 ・管理職での活用は5.8% (厚生労働省職業安定局調べ)

(参考4) 企業規模上位100社における外国人活用状況

- ・従業員1,000人当たり外国人社員は約3人、専門的・技術的分野の外国人社員は約1人
 (企業規模上位100社の全従業員数は295.3万人、このうち外国人社員は8,618人、さらに専門的・技術的分野の外国人社員は、2,752人)

(厚生労働省職業安定局調べ(外国人雇用状況届出制度による))